

## 住宅用家屋証明申請に必要な書類

		自分が建築主で 新築したとき	新築建物を購入 したとき（建売）	中古物件を購 入したとき
① 住宅用家屋証明申請書		○ (記入例参照)	○ (記入例参照)	○ (記入例参照)
② 住宅用家屋証明書		○	○	○
③ 建築確認済証又は検査済証（写）		○	○	
④ 登記完了証及び登記申請書（写）		○ ④、⑤、⑥のうち いずれか	○ ④、⑤、⑥のうち いずれか	
⑤ 登記事項証明書（写）				○
⑥ 登記済証（写）				
⑦ 売買契約書、売渡証書等（写）			○	○
⑧ 家屋未使用証明書			○	
⑨ 住民票（写）（申立書※1参照）		○	○	○
耐震性	⑩ ※2参照			○
特定認定長期優良 住宅又は認定低炭 素住宅	⑪ 認定申請書及び 認定通知書(原本を 確認したうえでお返 しします。)	○	○	

### ※1 当該家屋の所在地に住民票がない方(申立書)

当該家屋の所在地への住民票の転入手続きを済ませていない場合は、未入居の状態を証明する申立書と現在居住している家屋の処分方法のわかる下記書類が必要です。

添付書類の一例

- ・売却する場合：売買契約書、媒介契約書
- ・賃貸する場合：賃貸借契約書、媒介契約書
- ・社宅又は借家の場合：社宅・借家の方書のある住民票、会社からの社宅在住証明書等

### ※2 地震に対する安全性の基準を満たした建物について

建築後 20 年（登記簿に記載された家屋の構造が、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の場合は 25 年）を超える家屋について証明を受けようとする場合は、地震に対する安全性の基準に適合することが確認できる次のいずれかの書類が必要です。

- ・耐震基準適合証明書
- ・住宅性能評価書
- ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(いずれも家屋取得の日前 2 年以内に評価又は契約を締結されたものに限ります。)